

議第90号

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について、平成31年10月1日から関係市が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市

高島市

2 負担すべき金額

一般排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり100.9円を乗じて得た額

特定排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり139.4円を乗じて得た額

議第90号 琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて